

「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」がはじまりました。

バリアフリー法に基づく車椅子用使用者用駐車区画に加えて、歩行困難者が利用可能なプラスワン区画を新たに設定・確保し、これらを利用できる方に利用証を交付します。

利用証は、車椅子区画用とプラスワン区画用の2種類あり、商業施設、医療・福祉施設、銀行、公共施設などで利用ができます。これらの施設の皆さまは、駐車場の登録をお願いします。

駐車場を利用できる方を明確にすることによって、不適正利用を防止し、車椅子の方や歩行困難な方が優先的に駐車場を利用できるようにする制度です。

■利用証交付申請窓口

・窓口での申請 県地域福祉課（県庁10階）・岐阜地域福祉事務所（県庁2階）・西濃県事務所福祉課
必要書類…申請書・各種手帳等状況確認書類・本人確認書類（代理人申請の場合）

・郵送での申請 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 県庁10階 県地域福祉課
必要書類…窓口申請の書類に加え、140円分の返信用切手

*申請書は、岐阜県ホームページからダウンロードできます。（「ぎふ清流おもいやり駐車場」で検索）

■交付対象者

障がい者・高齢者・難病患者・妊産婦・けが人のうち、各種手帳等の等級が一定の要件を満たす歩行困難な方

■注意事項

- ・利用証は、対象駐車区画に駐車できることを必ず約束するものではありません。満車の場合等は駐車できないことがあります。
- ・利用証は、駐車許可証ではありません。利用証を持っていない方であっても、これから利用証を取得する方や一時的なけがの方など、必要な場合には対象駐車区画を利用しますので、ご承知おきください。



対象者へ利用証を交付します。

この場所に優先駐車できます。

この制度は皆さんのやさしさを成り立っています。

ご利用には利用証が必要です。対象者は申請を。

*コーンでなく、路面標示等の駐車場もあります。

■ 県地域福祉課 ☎ 058-272-8261